

桑名市告示第82号

桑名市移住・定住促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月26日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市移住・定住促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

桑名市移住・定住促進事業補助金交付要綱（令和5年桑名市告示第151号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市外から」及び「へ移住するため」を削る。

第2条第1号中「した者」の次に「で、転入日から申請日までの期間が1年を経過しておらず、かつ、転入日の前1年間において市内に住所を有していないもの」を加え、同条第5号を次のように改める。

(5) 所有権移転日 住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記の日をいう。

第2条第9号及び第10号を削る。

第5条第1号に次のただし書を加える。

ただし、共有名義の場合は、所有者のうち1人のみが交付対象者となる。

第5条第2号中「移住者は、」を削り、「45歳以下」を「36歳の誕生日を迎えていない」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 取得した住宅に住民登録があること。

第6条第1項中「完了日」を「所有権移転日」に改め、同項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 申請者の属する世帯全員の住民票の写し

第6条第1項中第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とする。

第7条中「の合計額」を削り、同条各号を次のように改める。

(1) 移住者 40万円

(2) 前号以外の者 20万円

第8条第1項中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条第2項中「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

第11条第2項中「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

第13条の見出し中「報告」を「確認」に改め、同条中「被交付者は」を「市長は、」に、「市長が定める様式により市長へ報告しなければならない」を「確認するものとする」に改める。

様式第1号中「

① 申請日において、15歳以上の同一世帯員の市税等の納税証明書（課税がない者にあつては、課税証明書）

② 工事請負契約書又は売買契約書の写し

③ 住宅の引渡日が確認できる書類

」を「

① 工事請負契約書又は売買契約書の写し

② 申請日において、15歳以上の同一世帯員の市税等の納税証明書（課税がない者にあつては、課税証明書）

③ 申請者の属する世帯全員の住民票の写し

」に、「

(4) 若年夫婦に該当する場合

⑩ 婚姻後の戸籍謄本の写し

(5) 市内企業等就業者に該当する場合

⑪ 就業証明書（様式第2号）

(6) 外国人に該当する場合

⑫ 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者または特別永住者の在留資格を有することを証明する書類の写し

」を「

(4) 外国人に該当する場合

⑩ 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者または特別永住者の在留資格を有することを証明する書類の写し

」に改め、「ために、」の次に「申請日から5年間」を加える。

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とし、様式第4号を様式第3号とし、様式第5号を様式第4号とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の桑名市移住・定住促進事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。ただし、同要綱第2条第1号に規定する移住者以外が申請するときは、同条第5号に規定する所有権移転日が施行日以後の申請について適用し、同号に規定する所有権移転日が施行日前の申請については、なお従前の例による。